

令和2年3月行方市教育委員会定例会

○開催日時 令和2年3月25日(水) 午前9時10分～午前11時50分

○開催場所 行方市役所 北浦庁舎2階 第2会議室

○出席委員

教育長	横田 英一
教育長職務代理者	石崎 光春
委員	邊田 益男
委員	滝 恵美子
委員	大崎 あい子

○事務局出席者

教育部長	宮内 民雄
学校教育課長	八木 峰男
生涯学習課長	浜田 健太郎
学校教育課指導室長	遠藤 智幸
学校教育課課長補佐	野原 文雄

【日程第1】 議事録署名委員の指名

【日程第2】

公開 指名第1号 教育長職務代理者の指名について

【日程第3】

非公開 議案第10号 行方市教育委員会職員の人事異動について

公開 議案第11号 行方市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則の制定について

公開 議案第12号 行方市青少年相談員設置要綱の制定について

公開 議案第13号 行方市小中一貫教育推進協議会設置要綱の一部を改正する告示について

公開 議案第14号 行方市社会教育施設使用料金検討委員会設置要綱の制定について

公 開 議案第 15 号 行方市中学生海外派遣研修事業要項の一部を改正する訓令について

公 開 議案第 16 号 行方市ジュニア選手強化遠征費用補助金交付要綱の廃止について

【日程第 4】 教育委員会事務委任規則第 2 条各号以外の報告

- | | | | |
|-----|--------|--------------------|---------------------------------|
| 非公開 | 報告番号 1 | 区域外就学児童生徒の認定について | (学校教育課) |
| 非公開 | 報告番号 2 | 教育支援センター通級承諾について | (学校教育課) |
| 非公開 | 報告番号 3 | 不登校児童生徒について | (指導室) |
| 公 開 | 報告番号 4 | 教育委員会重点事業年間管理表について | (学校教育課)
(生涯学習課)
(スポーツ推進室) |
| 公 開 | 報告番号 5 | その他 | |

【日程第 5】 その他

- (1) 次回教育委員会定例会の開催について

○議 事 録

開 会

教育長から開会の宣言がありました。

【日程第 1】 議事録署名委員の指名

(教育長) 行方市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に大崎委員を指名します。

【日程第 2】

《公 開》

指名第 1 号 教育長職務代理者の指名について

(教育長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日からの教育長職務代理者に滝委員を指名いたします。

※指名第 1 号については、原案どおり承認されました。

【日程第 3】

《非公開》

議案第 10 号 行方市教育委員会職員の人事異動について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

※議案第 10 号については、原案どおり可決されました。

《公 開》

議案第 11 号 行方市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則の制定について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき，議案説明

○主な質疑・意見等

発 言 者	発 言 内 容
邊田委員	給特法の一部改正に基づき，これを改正するという話であったが，行方市だけでなく，他市でも同じようなことをやっている。一か月で何日働くことを想定しているのか。
八木課長	月に 20 日程度である。
邊田委員	ということは，45 時間で 1 日 2 時間くらいか。第 2 条第 2 項で，特別なことがあった場合は 100 時間にするなどの措置を設けた，とのことで理解した。規則であるため，1 年間で守れたかチェックするのだと思うが，守れていなかった場合，罰則やどのような形で解消するか，といった内容は含まれていないのか。
八木課長	この規則には罰則規定はない。実施状況の確認をして，時間内に収まるように学校として努力する，ということで，今の段階ではほど遠いが，1 年間で 360 時間に向けて進めていく。
邊田委員	先生方は，朝と夕方で確実に 2 時間以上オーバーしている。この規則を実りあるものとするためには，作ったままにせず，先生方に実行する姿勢を見せなければ，従来のものと変わらない。至難の業だが，できるように努力しなければ，先生になる人がいなくなってしまう。これは，市だけの問題ではなく，国の問題でもあるが，個人の希望としては，市の裁量でできることから努力してほしい。中学校の教科書が来年から変わると新聞に掲載されていたが，ページ数は増えているのに，授業時間は変わらないとあり，無理があると感じた。道德等の科目は必要部分のみでも可能だが，数学や英語は削ることは難しく，国は実現不可能なことをやろうとしている。その部分をきちんと認識し，市でできる限り減らしていく。しかし，子ども達に係る部分は減らすことはできないので，例えば，教育委員会への報告物や保護者対応を市でできる範囲行うなど考えてほしい。規則をそのままにせず，守れるような姿勢を見せることが大切である。

※議案第 11 号については，原案どおり可決されました。

《 公 開 》

議案第 12 号 行方市青少年相談員設置要綱の制定について

(事務局) 議案朗読

(生涯学習課長) 資料に基づき，議案説明

○主な質疑・意見等

発 言 者	発 言 内 容
邊田委員	<p>非常勤特別職から有償ボランティアへ移行することだが、非常勤特別職であれば、市の職員であるが、有償ボランティアはあくまでもボランティアである。募集するにあたり、市にもととなる組織があると理解してよいか。私の認識では、青少年相談関係の組織があり、そこにボランティアを募集するような構図を考えていたが、違うのか。</p>
浜田課長	<p>これまでは、非常勤特別職としてボランティアを入れていたが、切り替わったことに伴い、今まで公務員同等だったものが有償ボランティアとなり、別の保険に加入する必要が生じた。先ほどの邊田委員の意見について、青少年相談員連絡協議会という基の組織があり、地域ごとに区分けされ組み込まれている。</p>
邊田委員	<p>わかりました。つまり、連絡協議会の設置要綱があり、その組織に募集する形ということで理解した。気になるのは、ボランティアが市に属する組織なのか、という点である。青少年相談連絡協議会はどこに属する組織なのか。非常勤特別職であれば市で組織するが、ボランティアの組織が市の組織に該当するのか。管轄がどこになるのかを明確にするために、設置要綱の中に一文あった方が良かった。</p>
滝委員	<p>国の正規職員と非正規職員の差をなくすために待遇を良くしよう、という考えから来ているものか。それにより、非常勤職員の扱いが厳しくなったため、ボランティアという認識で良いか。</p>
浜田課長	<p>地方公務員法及び自治法の一部改正の考えが含まれている。</p>
滝委員	<p>市の非常勤職員として置いておけなくなったため、ボランティアとしているということか。</p>
浜田課長	<p>そのとおりである。</p>
邊田委員	<p>青少年相談員協議会の設置要綱が市の決まりとしてあるということか。</p>
浜田課長	<p>県の定める連絡協議会の設置要綱があり、その流れのものがある。</p>
邊田委員	<p>相談員 25 名置いたとき、それを束ねるものがないのではないか。</p>
横田教育長	<p>青少年相談員の立場がきちんと明記されていないことや市で定める活動内容及び活動計画が示されていないため、わかりにくくなっているのではないか。</p>
邊田委員	<p>設置要綱はあるということだが、文章中に「青少年相談員の任務については別に定める」等の一文があったほうが理解しやすいと思う。必要ないということであればそれで良いので、検討していただきたい。</p>
浜田課長	<p>他市の状況等を確認し、修正が必要な場合は一部修正して施行する。</p>
浜田課長	<p>(日程第4 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 報告番号5その他にて) 先ほどの議案第12号について、ご意見をいただいたが、行方市青少年相談員連絡協議会の会則があり、あえて文言を入れることはできない。</p>

※議案第 12 号については、原案どおり可決されました。

《公 開》

議案第 13 号 行方市小中一貫教育推進協議会設置要綱の一部を改正する告示について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

○主な質疑・意見等

発 言 者	発 言 内 容
邊田委員	<p>実態としては、幼少連携と小中一貫で具体的にどのようなことをやっていくのか。進める際は話し合いの場を設け、連携を取りながらやっていただきたい。</p> <p>市内小学校の卒業式に出席したが、50名ほどの卒業生のうち、私立中学5名、県立高附属中2名が進学したと聞いた。昔とは状況も変わり、中学校進学段階で行方市外へ行ってしまふ。小中一貫協議会で話し合っただき、なるべく行方市に留まってもらえるような学校にしてほしい。人数が減ることによって現在のクラス数が保てなくなる可能性も出てくる。私自身は、中学校までの教育は市できちんと行うべきだと考えているが、保護者の考えは変化してきている。今は、教育に関心がある保護者も多く、子どもの将来を考え、他市の教育の可能性も視野に入れているのだろう。</p>
横田教育長	<p>育ちや学びの連続性を考えた場合、幼稚園から中学校あるいは高校卒業までを視野に入れ、取り組まなければならない。育ちや学びの連続性を意識した学習指導、生徒指導、特別支援教育、その土台となるキャリア教育を幼稚園から中学校卒業までで実施し、学校制度と大人の考えによって生じた、教育の段差を埋めることを目的としている。来年度からキャリアパスポートが始まり、北浦中学校では先進的に数年前から実施しているが、幼稚園の先生方にも入っていただきたいと考えている。今回の卒業式で感じていただけたと思うが、練習等を十分に行わなくても素晴らしい卒業式となった。先生が手をかけ過ぎることなく、幼稚園教育からの育ちを如何に引き継いでいくかを課題とし、状況に応じながら取り組んでいきたいと考えている。</p>
滝委員	<p>キャリア教育について、AI化が進み、職業等が変化し始めている中で、子ども達には、義務教育の部分でいつまでも同じ学習をするのではなく、時代に合った教育を行ってほしい。これまで以上に、自分の将来に結び付けて考えられる教育が必要である。若者の中には、非正規の職に就いている人が多いが、非正規職はキャリアにはならず、税金や国力の低下にも繋がる。都会の子は選択も上手く、それなりの職に就けるが、地方の子は、情報が少ないため難しい。地域的に不利</p>

横田教育長	<p>な状況にあり、他と比較し経済格差もある。学校のキャリア教育の中で、子ども達が意識を強く持ち、主体的に未来を選べるよう、ご指導をお願いする。英語だけが大切ということではないが、ひとつの手段として英語に力を入れてほしい。</p> <p>私立及び附属中学校への進学者が一部の小学校で特出している。しかし、今後、現状の学級編成が維持できなくなる可能性は十分にあり、重く受け止めている。学校教育の意義が求められる状況になってきている。</p>
-------	---

※議案第 13 号については、原案どおり可決されました。

《公 開》

議案第 14 号 行方市社会教育施設使用料金検討委員会設置要綱の制定について

(事務局) 議案朗読

(生涯学習課長) 資料に基づき、議案説明

※議案第 14 号については、原案どおり可決されました。

《公 開》

議案第 15 号 行方市中学生海外派遣研修事業要綱の一部を改正する訓令について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

○主な質疑・意見等

発 言 者	発 言 内 容
邊田委員	<p>対象者が市内在住になるということで広げることは良いことだ。引率者について、市内在住者が多かった場合に、今までどおり、市立中学校教諭が引率するのか。先生のなかには参加したくない方もいると聞いているが、どのように考えているのか。</p>
八木課長	<p>本年度は、市内中学校各 1 名の先生に引率していただいたが、来年度からは募集の範囲を広げることもあり、市役所職員も引率するよう計画している。</p>

※議案第 15 号については、原案どおり可決されました。

《公 開》

議案第 16 号 行方市ジュニア選手強化遠征費用補助金交付要綱の廃止について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき、議案説明

○主な質疑・意見等

発 言 者	発 言 内 容
邊田委員	今後、市としてジュニア選手を応援する考えが無くなるということか。それとも、新たなものを作っていくのか。この補助金は国体関係のものであるので、廃止となるのは理解できるが、市として応援する姿勢はあっても良いと思う。
浜田課長	体育協会及びスポーツ少年団に市から年間 1 千万円近い額の補助金を交付している。スポーツ少年団は 21 団あるが、競技実績に応じて交付しているため、ある程度の目的は達成している。
邊田委員	行方市在住で私立学校に通う生徒もいると思うが、その子たちに対し、何らかに応援できる制度を残しておくことも一つの考えだと思う。

※議案第 16 号については、原案どおり可決されました。

【日程第】 教育委員会事務委任規則第 2 条各号以外の報告

《非公開》

報告番号 1 区域外就学児童生徒の認定について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

《非公開》

報告番号 2 教育支援センター通級承諾について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

《非公開》

報告番号 3 不登校児童生徒について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

《公 開》

報告番号 4 教育委員会重点事業年間管理表について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

(生涯学習課長) 資料に基づき、報告説明

(スポーツ推進室長) 資料に基づき、報告説明

《公 開》

報告番号 5 その他

【日程第 4】 その他

《公 開》

(1) 次回定例会の開催について

(事務局) 次回定例会の日程について、事務局より報告。

(教育長) 次回定例会については、4月27日に開催することとします。

閉 会

教育長から閉会宣言がなされました。